

令和 7 年度危険物安全週間の実施について

日頃は、消防行政の推進に格別のご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

本年も全国一斉に危険物災害の未然防止を図るため、「危険物安全週間」が実施されます。

近年、全国的に依然として危険物施設における火災・流出事故件数が高い水準にあることから、これまで以上に安全対策を向上させていかなければなりません。総合的な対策を施すためには、業種や部門を超えた幅広い事故事例や事故防止に向けた取り組み事例等を共有し、官民が一体となって自主保安体制の確立に向けた取り組みを積極的に行っていくことが必要です。

名古屋市といたしましては、危険物災害の発生を未然に防止するため、下記のように保安意識の高揚や啓発を図る事業を展開してまいりますので、その趣旨をご理解のうえ、本週間により実効性があがるよう格別のご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 実施期間 **令和 7 年 6 月 8 日（日）～ 6 月 14 日（土）**

2 推進標語 **「危険物無事故へ挑むゴング鳴る」**

3 重点項目

(1) 危険物施設の事故防止対策の推進

危険物施設は減少傾向にありますが、令和 5 年には全国の危険物施設における総事故件数、危険物等の火災及び流出事故件数は過去最高を更新し、事故件数に計上されていない破損事案等も多数発生しています。

あなたの勤める危険物施設と類似した施設の事故事例を検証し、業種や部門を超えて情報の共有を図ることで、事業所の実態や企業の体制に応じた事故防止対策を推進してください。

(2) リチウムイオン蓄電池の火災予防対策の充実

リチウムイオン蓄電池は、小規模でも大容量の電力を貯えられることから、非常用電源の蓄電池設備等として、今後ますます普及が見込まれます。

また、電解液に危険物を使用しているため、何らかの不具合が発生した場合、火災等の災害の直接的な原因となることが危惧されます。リチウムイオン蓄電池に対する知見を広げ、その貯蔵及び取扱いについて理解を深めてください。

(3) ガソリンスタンドにおける安全対策の推進

市民生活に直結している給油取扱所は、日頃から安全性が確保されていなければならない危険物施設ですが、計量器の破損事故等が多数発生しており、市内の全危険物施設における事故件数の割合で最も高い状況が続いています。

市民の安全を確保するために、法令を遵守した安全管理が確実に実施されていることを確認してください。

(4) 危険物施設における効果的な点検の推進

危険物施設の経年劣化を原因とする事故の発生を防止するためには、設備の稼働状況、定期点検の実施状況を踏まえて、「現行の点検方法に問題はないか。」「点検内容は適切か。」等、常に問題意識を持ち、点検の実効性を向上させることが重要です。点検を実施する意味を深く理解し、点検結果を基にどのような行動をすべきかを適切に判断できるようにしてください。

4 主な実施事項

(1) 広報活動

ア 危険物施設保有事業所関係者及び各種協力団体に対し、危険物安全週間中の広報の実施等について協力を要請します。

イ 消防署所及び関係公署にポスター等を掲出します。

ウ 報道機関に広報を依頼するとともに、消防テレホンサービス、公用車に掲出するマグネットプレート、LINE、SNS、デジタルサイネージ等の各種広報媒体を通じて市民へ啓発します。

※ 東海ラジオ放送【bre:eze(ブリーズ)内コーナー「SAFETY SUPPORT」】（6月3日（月）15時40分頃）

(2) 啓発活動

各区消防署において、危険物施設保有事業所関係者等を対象にした講習会等の実施や啓発資料の送付等を行い、危険物に係る事故防止、危険物関係法令等の改正内容を周知するとともに、前記3の重点項目に係る取組が推進するよう情報提供などの支援を行います。

(3) 消防訓練の推進及び防災訓練の実施

危険物施設保有事業所等に対して、社内講習会、自衛消防訓練等の実施を推進するとともに、事業所と消防機関の合同による各種災害を想定した防災訓練を実施します。

会社・事業所の皆様へ

会社・事業所における危険物の安全管理の徹底を図るため、次のことに心掛けてください。

1 広報宣伝

立看板、ポスター等を掲出するとともに、社内報等で全従業員に対し危険物安全管理上必要な事項を周知してください。

2 地震災害等を想定した防災訓練の実施

危険物施設等において、南海トラフ地震等の非常災害が発生した想定で、通報・避難・初期消火等を盛り込んだ図上訓練や感染防止対策を講じた訓練等を実施し、被害を最小限にするための対策の検証を行ってください。

3 自主保安体制の充実と強化

(1) 定期点検・自主点検の実施

定期点検・自主点検については、次の事項に留意してください。

ア 定期点検は点検表の項目に基づき適正に実施し、法令に基づき結果を保存してください。また、点検義務のない施設についても、定期点検に準じた自主点検等を実施してください。

イ 地下貯蔵タンク、地下埋設配管及び移動タンク貯蔵所には定期点検の一項目として、「漏れの点検」の実施が、また、屋外タンク貯蔵所に設けられた固定式泡消火設備については、「固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検」の実施が法令等により必要ですので、再度ご確認のうえ、点検の実施が必要な場合は正しい方法で点検を行ってください。

ウ 定期点検等の結果、危険物施設の改修工事が必要となる場合は、事前に所轄消防署へ相談のうえ、改修工事に関する必要な手続きを行ってください。

(2) 潜在的な危険要因の把握と安全対策の実施

事業所が保有する危険物施設における重大事故の未然防止や自主保安体制の充実・強化を推進するため、一般財団法人全国危険物安全協会が総務省消防庁・全国消防長会と協力して作成した業種別危険性評価方法（チェックリスト方式）又は類似する業態の事業所における事故事例等を活用して、保有する危険物施設の潜在的な危険要因を把握するとともに、必要に応じた安全対策を講じてください。

4 危険物施設における事故防止の徹底

(1) 火災・流出事故原因に対応した事故防止対策

近年の全国の危険物施設における火災・流出事故件数は、事故が最も少なかった平成6年と比べると、危険物施設が減少しているにもかかわらず事故発生件数は2倍以上に増加したまま高止まりとなっています。

火災発生原因については、維持管理や操作に当たっての不手際などの人的要因によるものが最も多く、静電気火花や高温表面熱といった物的要因によるものも高い割合を占めています。

一方、流出事故発生原因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生していますが、特に物的要因である腐食疲労等劣化によるものの比率が最も高くなっています。

人的要因による事故に対しては日常業務を通じた保安教育等を推進し、物的要因による事故に対しては設備の効果的な点検の実施や定期的な改修等の措置を実施することにより、事故防止の徹底を図ってください。

(2) 工事中の事故防止・保安対策

工事中の事故防止・保安対策については、次の事項に留意してください。

ア 事業所の工事責任者は、工事に伴う危険性及びその安全対策に係る保安教育を元請け・下請け業者を含めた工事関係者全員に実施し、保安対策の徹底を図ってください。また、長期の工事計画のほか、毎日実施される工事内容・手順及び安全対策を工事関係者全員に徹底できる連絡・報告体制を確立してください。

イ 工事手順の変更、予定外の工事は、原則として工事責任者の承認なしに実施することができない体制を確立してください。工事手順の変更等を行う場合は、工事関係者全員にその内容を把握させ、あわせて火気管理等の安全対策が十分に図られることを指示するとともに、事業所の保安担当者自らも実施状況を確認してください。

ウ 可燃性蒸気が発生し拡散する作業又は火気を使用する作業等が行われる場合は、当該工事等の行われる場所周辺において、他の作業を行わないよう徹底するとともに、関係者全員に可燃性蒸気が発生する作業又は火気を使用する作業等が行われる日時・場所等を周知徹底してください。また、可燃性蒸気が発生する作業又は火気を使用する作業等における作業手順の遵守、作業環境の整備及び作業工具等の適正管理を徹底してください。